

「洋上風力発電の円滑な導入に向けた 環境省の取組」

會田義明* §

1. はじめに

1997年、京都で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）の当時に科学者らによって予測されていたことが近年現実化しており、地球温暖化が原因とされる災害が世界的に日常的に発生している。また、地球温暖化に伴う現象が、さらなる温暖化を引き起こすリスクも指摘されている。こうした中、2020年10月、菅総理が2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、洋上風力発電についても、大幅な導入拡大に向けて、政府を挙げた取り組みが始動した。

2. 環境アセスメントデータベース“EADAS”

2012年、ウィンドファームと呼ばれる大規模な風力発電所の計画に伴う懸念の声の高まりを受けて環境影響評価法の対象事業に風力発電が追加された。従来の環境影響評価の対象事業は都市の近郊や臨海部における公共事業が多かったが、風力発電は情報が少ない山間部に計画され、また、民間事業者による立地選定の経緯がわかりにくいという特徴がある。環境影響評価のプロセスを円滑に進めるためには、立地検討の段階であらかじめ地域の特性に関する情報を整理することが重要であるため、環境省では、再生可能エネルギーに関する情報と地域の自然環境・社会環境の情報をウェブサイト上で一元的に地図情報として提供する「環境アセスメントデータベース“EADAS”」を2013年に整備し、情報の拡充を図ってきた。

近年では、鳥類への影響のリスクが高い区域をあらかじめ明らかにし、鳥類への影響や事業リスクの低減を図ることを目指した「風力発電における鳥類のセンシティブティマップ」（陸域版：2018年、海域版：2020年）を作成するなど、さらなる情報の整備を進めている。引き続き、行政情報のオープンデータ化や地理情報システム（GIS）の普及拡大といった動向を見据えつつ、さらなる情報の拡充を目指して取組を進めている。

3. 風力発電に係るゾーニングの取組み

我が国の環境影響評価制度は、個別の事業の段階で行われる「事業アセス」の仕組みとなっているが、今後の再生可能エネルギーのさらなる導入に向け、円滑かつ適正な立地を実現するために、事業化の検討に先立って行うゾーニングの取組が重要となっている。環境省では、風力発電の導入拡大に向け、地方自治体の主導で関係者の協議のもと、再生可能エネルギー導入を促進しうるエリア、環境保全を優先するエリア等を設定する「ゾーニング」のモデル事業を実施してきた。

ゾーニングの取組は、再エネのポテンシャルや地域の自然的社会的な制約条件をマップ上に重ね合わせて明らかにすることと併せて、協議会、視察会、勉強会、セミナー、ワークショップなど、幅広い関係者によるコミュニケーションや理解促進のための取組が重要となる。

環境省では、こうした成果を踏まえつつ、温暖化対策推進法を改正し、陸域におけるゾーニングの取組を普及すべく、準備を進めている。

4. 今後の展望

2050年脱炭素社会の実現に向けた「国・地方脱炭素実現会議」において、2030年までに集中して行う取組・施策を中心とした「地域脱炭素ロードマップ」が2021年3月に取りまとめられ、洋上風力や環境アセスメントに関する施策も示された。

まず、「デジタル技術も活用した情報基盤・知見の充実」として、EADASに収録する環境情報の拡充を図るとともに、自治体によるゾーニングを促進し、地域と共生した風力発電の案件形成を支援することとされた。また、「環境アセスメントの最適化等による風力発電促進」として、環境アセスメント制度について、洋上風力発電の特性を踏まえた最適なあり方を検討すること、海域における環境情報の充実及び海外事例も参考にした風力発電の特性にあった環境保全措置の手法を検討することとされた。

こうした施策の実現に向け、環境省では「洋上風力発電の導入促進に向けた環境保全手法の最適化実証等事業」を予算要求し、海域の環境情報の充実、順応的管理の手法の実証等に取り組むことを目指している。

* 環境省大臣官房環境影響評価課（〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎5号館））

§ E-mail: YOSHIAKI_AIDA@env.go.jp